

○枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則

平成18年 9 月29日

規則第62号

改正 平成19年10月31日規則第59号

平成20年11月25日規則第43号

平成22年 9 月 1 日規則第37号

平成25年 3 月29日規則第15号

平成25年11月20日規則第49号

平成26年 2 月24日規則第11号

平成27年 9 月11日規則第54号

平成29年11月15日規則第78号

平成31年 4 月 1 日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 条例第4条第1項第1号の規則で定める日は、次の表の左欄に掲げる枚方市生涯学習市民センター（以下「センター」という。）の名称の区分に応じ、同表の右欄に定める日とする。

センターの名称	休館日
枚方市立楠葉生涯学習市民センター	第4月曜日
枚方市立蹉跎生涯学習市民センター	
枚方市立御殿山生涯学習美術センター	
枚方市立牧野生涯学習市民センター（分館を除く。）	
枚方市立津田生涯学習市民センター	
枚方市立菅原生涯学習市民センター	
枚方市立南部生涯学習市民センター	第4火曜日
枚方市立生涯学習情報プラザ	
枚方市立牧野生涯学習市民センター（分館に	第4木曜日

限る。)	
枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター	第4日曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）に当たる日を除く。）

（平29規則78・一部改正）

（使用の許可の申請）

第3条 条例第5条の規定によりセンターの施設及び附属設備（以下「センターの施設等」という。）の使用の許可（第6条の規定による申請に係るものを除く。）を受けようとするものは、枚方市立生涯学習市民センター使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定による使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用して、使用の許可の申請を行うことができる。

（平25規則15・平25規則49・一部改正）

（申請の時期等）

第4条 前条の規定による使用の許可の申請は、次項第1号に定めるものに限り、使用日の属する月の前々月の1日から10日までの間において行うことができる。この場合における使用の許可を受けるものの決定は、当該期間内に当該使用の許可の申請を行ったものによる抽選（当該申請を行ったものが複数いない場合にあっては、当該申請を行ったものとする。）によるものとする。

2 前項後段の規定による使用の許可の決定が行われなかった使用区分に係る使用の許可の申請は、次の各号に掲げる申請しようとするものの区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から行うことができる。

（1） 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの 使用日の6週前の日

（2） 主に営利活動、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体（次号において「営利団体等」という。）で市内に所在するもの 使用日の4週前の日

（3） 個人、主に市民以外の者で構成する団体及び営利団体等で市外に所在するもの 使用日当日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合における使用の許可の申請の時期については、別に定めるところによる。

（平25規則15・一部改正）

(使用者ID番号の付与)

第5条 市長又は条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、インターネットを利用して、センターの施設等の使用の許可の申請を行おうとするものに対し、使用者ID番号を付与することがある。この場合において、当該使用者ID番号の付与を受けようとするものは、あらかじめ、枚方市立生涯学習市民センター使用者ID番号付与申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長又は指定管理者は、前項の申込書が提出された場合において適当であると認めたときは、当該申込みを行ったものに対し、枚方市立生涯学習市民センター使用者ID番号証（様式第2号）を交付する。

3 第1項の使用者ID番号の有効期間は、前項の番号証の交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

4 第1項の使用者ID番号の付与を受けているものは、当該申込書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、市長又は指定管理者にその旨を申し出なければならない。

(平19規則59・平22規則37・平25規則15・平25規則49・平27規則54・一部改正)

(市民ギャラリー等の使用の申請等)

第6条 センターの施設等のうち市民ギャラリー及びふれあいホール（以下「市民ギャラリー等」という。）の使用の許可を受けようとするものは、枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター市民ギャラリー及びふれあいホール使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用の許可の申請は、次の表の左欄に掲げる使用日の初日が属する月の区分に応じて同表の右欄に定める期間に行うことができる。この場合における使用の許可を受けるものの決定は、別に定めるところによる。

使用月	申請期間
4月から7月まで	前年の10月1日から同月31日まで
8月から11月まで	当年の2月1日から同月末日まで
12月から翌年の3月まで	当年の6月1日から同月30日まで

3 前2項の規定による申請について、使用の許可の決定が行われなかった使用区分に係る使用の許可の申請は、別に定めるところによる。

4 センターの施設等のうち窯室及び電気窯の使用の許可を受けようとするものは、枚方市立生涯学習市民センター窯室及び陶芸用電気窯使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による使用の許可の申請の時期等については、別に定める。

(平22規則37・平25規則49・一部改正)

(使用の許可)

第7条 市長は、第3条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、当該申請を行ったものに対し、枚方市立生涯学習市民センター使用許可書を交付する。

2 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、当該申請を行ったものに対し、枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター市民ギャラリー及びふれあいホール使用許可書を交付する。

3 市長は、前条第4項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、当該申請を行ったものに対し、枚方市立生涯学習市民センター窯室及び陶芸用電気窯使用許可書を交付する。

(平19規則59・平20規則43・平25規則49・一部改正)

(使用の中止等)

第8条 前条の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センターの施設等の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、枚方市立生涯学習市民センター使用中止届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者のうち、第5条の規定による使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用して、センターの施設等（市民ギャラリー等の施設等、窯室及び電気窯を除く。）の使用の中止の届出を行うことができる。

3 使用者は、次に掲げる事項について、使用日の6日前から使用の開始までの間において、1回に限り、枚方市立生涯学習市民センター使用変更許可申請書を市長に提出して、変更の申請をすることができる。

(1) 使用区分

(2) 使用施設

(3) 使用目的

(4) 使用人数

(5) 使用附属設備

4 前項の規定による申請は、使用料を納付した後でなければすることができない。

5 市長は、第3項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、当該申請を行ったものに対し、枚方市立生涯学習市民センター使用変更許可書を交付する。

- 6 使用者は、前項の規定による変更の許可を受けたことにより使用料の額に不足が生じたときは、当該変更の許可を受けた際に不足に係る使用料を納付しなければならない。

(平25規則15・平25規則49・一部改正)

(附属設備使用料)

第9条 条例第9条第1項の附属設備使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(使用料の納付)

第10条 条例第9条第2項ただし書の規定によりセンターの施設等の使用の開始までに使用料を納付することができる場合は、第3条第2項の規定により使用の許可の申請がされた場合とする。

- 2 第8条第1項又は第2項の規定によりセンターの施設等の使用の中止の届出をした場合における使用料の納付の期限は、当該使用の許可の申請が第3条第2項の規定によりされた場合にあっては、当該使用の許可において使用の開始とされていたときとする。

(平25規則15・一部改正)

(使用料の還付)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第10条ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等（市民ギャラリー等を除く。）を使用することができなくなったとき 当該使用料に相当する額

- (2) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、市民ギャラリー等を使用することができなくなったとき 当該使用することができなくなった期間に係る使用料に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

- (3) 第8条第1項又は第2項の申請（市民ギャラリー等に係るものを除く。）を使用日の1週間の日までに行ったとき 当該使用料に相当する額

- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、枚方市立生涯学習市民センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(平22規則37・平25規則15・平25規則49・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 市長は、センターの施設等（市民ギャラリー等を除く。）の使用（第4条第2項第2号及び第3号に掲げるものに係るものを除く。）について次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第11条の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

- (1) 主に18歳以下の者で構成する団体で、主に当該18歳以下の者が文化学習活動に使用する場合 当該使用料に相当する額
 - (2) 主に次に掲げる障害者（児）で構成する団体が使用する場合 使用料の5割に相当する額
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ハ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - ニ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者
 - (3) 校区コミュニティ協議会又は自主防災組織が使用する場合 使用料の5割に相当する額
 - (4) 行政と協働して実施する企画事業又はまちづくり事業のために使用する場合 当該使用料に相当する額
 - (5) 本市、本市教育委員会その他本市の機関が公用で使用する場合 当該使用料に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認める場合 市長が別に定める額
- 2 市民ギャラリー等の使用について前項第5号又は第6号に該当する場合は、条例第11条の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。
- 3 前2項の規定による使用料の減免を受けようとするもの（本市の機関を除く。）は、枚方市立生涯学習市民センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（平22規則37・平25規則15・平25規則49・一部改正）

（使用料の額が10割増しとならない団体）

第13条 条例別表1の表その1の表備考1の規則で定めるものは、第4条第2項第1号に掲げるものとする。

（特別の設備の設置等）

第14条 使用者は、センターの施設等の変更、特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使

用の許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をするに当たっては、センターの管理運営上必要な条件を付することがある。

(定員)

第15条 センターの施設の定員は、別表第2のとおりとする。ただし、センターの管理運営上支障がない場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(損傷等の届出)

第16条 使用者又は入館者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第17条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設等の使用の開始時又は終了時に、係員にその旨を申し出ること。
- (2) 第7条各項及び第8条第5項の許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示すること。
- (3) 善良な管理者の注意をもってセンターの施設等を使用すること。
- (4) 使用許可を受けていないセンターの施設等を使用しないこと。
- (5) 使用許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。
- (6) センター内において、次に掲げる行為をしないこと。

イ 他の使用者及び入館者に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為

ロ 市長の承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は他の使用者及び入館者にそれらの物を配布する行為

ハ 使用許可を受けたセンターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動その他これらに類する行為

ニ 所定の場所以外の場所で市長の承認を受けずに、飲食し、又は火気を使用すること。

ホ 喫煙すること。

- (7) 前各号に定めるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

- 2 入館者は、前項第3号、第4号、第6号及び第7号に規定する事項を遵守しなければならない。

(平25規則15・一部改正)

(入館の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又は退館を命じることがある。

- (1) センターの施設等を損傷し、又はそのおそれのある者
- (2) 前条第1項第6号イからホまでに規定する行為を行い、又はそのおそれのある者
- (3) 前2号に定めるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者
(指定管理者による管理)

第19条 条例第18条第1項各号に掲げるセンターの管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項、第7条第1項、第8条及び第14条第1項	市長	指定管理者
第14条第2項	市長	指定管理者
	ある	できる
第15条から第17条まで	市長	指定管理者
第18条各号列記以外の部分	市長	指定管理者
	ある	できる

(平27規則54・追加)

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

(平27規則54・旧第19条繰下)

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(枚方市立市民センター使用料に関する規則等の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 枚方市立市民センター使用料に関する規則（昭和58年枚方市規則第22号）
- (2) 枚方市立公民館陶芸用電気窯使用料に関する規則（昭和62年枚方市規則第20号）
- (3) 市立枚方市民ギャラリー使用料に関する規則（平成5年枚方市規則第64号）
- (4) 枚方市立市民ふれあいセンター条例施行規則（平成6年枚方市規則第36号）

(5) 枚方市立南部市民センター使用料に関する規則（平成15年枚方市規則第53号）

(6) 枚方市立生涯学習情報プラザ条例施行規則（平成17年枚方市規則第10号）

（経過措置）

第3条 この規則の施行の際現に条例附則第2条の旧条例に基づく規則（枚方市教育委員会規則を含む。以下「旧規則」という。）の規定により利用者登録を受けている団体については、当該利用者登録に係る利用者登録番号を第5条の使用者ID番号とみなす。

2 第4条第2項第2号に規定するものに係る第3条第2項の規定は、平成19年4月以後におけるセンターの施設等の使用に係る許可の申請について適用する。ただし、旧規則の規定により利用者登録を受けているものについては、この限りでない。

3 使用日の初日の属する月が平成19年4月から7月までのふれあいホールの使用の許可の申請期間は、第6条第2項の表の規定にかかわらず、平成18年12月1日から同月29日までとする。

4 この規則の施行の日から平成19年3月31日の間における枚方市立南部生涯学習市民センター附属設備使用料は、別表第1の1の表の規定にかかわらず、附則第2条の規定による廃止前の枚方市立南部市民センター使用料に関する規則別表の規定の例による。

5 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間における枚方市立南部生涯学習市民センターの使用については、旧規則の規定の例により、使用許可の変更をすることができる。

6 この規則の規定にかかわらず、市長は、当分の間、旧規則に規定する様式を、所要の調整をした上、この規則の様式として使用するものとする。

（枚方市専門委員設置規則の一部改正）

第4条 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成19年10月31日規則第59号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成20年11月25日規則第43号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成22年9月1日規則第37号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成25年3月29日規則第15号〕

- 1 この規則は、平成25年6月24日から施行する。
- 2 この規則による改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則（次項において「新規則」という。）第8条第3項から第6項まで、第10条第2項、第11条第1項第3号及び第17条第1項第2号の規定は、平成25年7月1日以後における使用について適用し、同日前における使用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成25年11月20日規則第49号抄〕

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則〔平成26年2月24日規則第11号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成27年9月11日規則第54号〕

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成29年11月15日規則第78号〕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1 枚方市立南部生涯学習市民センター附属設備使用料

区分	附属設備名	単位	金額
イベントホール照明設備	照明セットA	1 式午前	1,500円
		1 式午後	
		1 式夜間	
		1 式全日	4,000
	照明セットB	1 式午前	5,500

		1 式午後	
		1 式夜間	
		1 式全日	15,000
イベントホール音響設備	音響セットA	1 式午前	1,500
		1 式午後	
		1 式夜間	
		1 式全日	4,000
	音響セットB	1 式午前	5,500
		1 式午後	
		1 式夜間	
		1 式全日	15,000
照明特殊器材	エフェクタースポット	1 台 1 回	300
	カッタースポット		
	カッタースポット（高機能）		
	ストロボマシーン		
	スモークマシーン		
音響特殊器材	コンデンサーマイク	1 台 1 回	300
舞台関係設備	グランドピアノ	1 台 1 回	2,000
	ギターアンプ		500
	ビデオプロジェクター		1,000
	ドラムセット	1 式 1 回	1,000
陶芸用設備	電気窯	素焼 1 回	3,200
		本焼 1 回	5,400

備考

- 1 この表において、「午前」、「午後」、「夜間」とは、条例別表 8 の表その 5 の表に規定する時間をいう。
- 2 この表において、「照明セットA」及び「照明セットB」とは、次の各号に掲げる器具一式をいう。
 - (1) 照明セットA シーリングスポットライト及びサスペンションライト
 - (2) 照明セットB 調光卓、スポットライト、アッパーホリゾンライト、ロア

ーホリゾントライト、バーライト、ピンスポット及び接続ケーブル一式

3 この表において、「音響セットA」及び「音響セットB」とは、次の各号に掲げる器具一式をいう。

(1) 音響セットA ダイナミックマイク、ワイヤレスマイク及び拡声装置一式

(2) 音響セットB ダイナミックマイク、ワイヤレスマイク、マイクスタンド、仮設メインスピーカー、モニタースピーカー、デジタルマルチプロセッサー、デジタルマルチイコライザー、DVD・LDコンパチブルプレーヤー、8chパラボックス、パッチケーブル、マイクケーブル及び拡声装置一式

4 スモークマシーンの附属設備使用料には、スモーク用液の料金を含まない。

5 この表の陶芸用設備の項において、「1回」とは窯詰めから窯出しまでを、「素焼」とは焼成中の最高温度が摂氏1,000度未満のものを、「本焼」とは焼成中の最高温度が摂氏1,000度以上のものをいう。

6 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

2 枚方市立御殿山生涯学習美術センター及び枚方市立菅原生涯学習市民センター電気窯使用料

区分		単位	金額	
			素焼	本焼
枚方市立御殿山生涯学習美術センター	第1電気窯	1回	2,700円	4,600円
	第2電気窯		1,800	2,900
枚方市立菅原生涯学習市民センター			3,200	5,400

備考 1の表備考5の規定は、この表について適用する。

別表第2（第15条関係）

（平29規則78・一部改正）

（1） 枚方市立楠葉生涯学習市民センター

施設名	定員
第1集会室	50人
第2集会室	20
第3集会室	30
第4集会室	20
第5集会室	50

第1和室	30
第2和室	20
保育室	20
録音室	3
美術室	30
大集会室	100
料理室	25
視聴覚室	70
音楽室	50

(2) 枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター

施設名	定員
第1集会室	20人
第2集会室	15
第3集会室	50
第4集会室	20
視聴覚室	80
和室1	20
和室2	15

(3) 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター

施設名	定員
第1集会室	25人
第2集会室	50
第3集会室	50
第4集会室	50
第5集会室	30
和室	30
保育室	20
録音室	3
じどう室	35
プレイルーム	70

ホール	120
料理室	25
音楽室	40

(4) 枚方市立御殿山生涯学習美術センター

施設名	定員
集会室 1	30人
集会室 2	15
和室	20
ホール	80
創作室 1	20
創作室 2	20
創作室 3	25
創作室 4	25

(5) 枚方市立牧野生涯学習市民センター

施設名		定員
第 1 集会室		40人
第 2 集会室		40
第 3 集会室		50
第 4 集会室		30
第 1 和室		30
第 2 和室		30
保育室		20
録音室		5
じどう室		40
プレイルーム		50
ホール		200
料理室		25
音楽室		50
分館	集会室	250
	会議室	30

	和室	20
	調理室	15

(6) 枚方市立津田生涯学習市民センター

施設名	定員
第1集会室	50人
第2集会室	25
第3集会室	40
和室	30
保育室	30
録音室	5
ホール	120
料理室	30
フリールーム	70
音楽室	50

(7) 枚方市立菅原生涯学習市民センター

施設名	定員
第1集会室	15人
第2集会室	18
和室	30
交流室	40
保育室	20
美術室	30
映像工房1	5
映像工房2	5
作陶室	25
ホール	150
料理室	30
フリールーム	50
音楽室	40

(8) 枚方市立南部生涯学習市民センター

施設名	定員
集会室 1	30人
集会室 2	35
イベントホール	180
作陶室	20
美術室	20
録音室	3
フリールーム 1	25
フリールーム 2	30
リサイクル工房	25
講義室	25
料理室	25
音楽室	40
多目的室	50
スタジオ	5

(9) 枚方市立生涯学習情報プラザ

施設名	定員
交流ルーム	50人
学習ルーム	30

様式第1号(第5条関係)

枚方市立生涯学習市民センター使用者ID番号付与申込書

年 月 日

(宛先)
枚方市長
〔付与権者氏名〕

申込者 氏 名 _____
電 話 _____

次のとおり使用者ID番号付与を申し込みます。

団 体 名	フリガナ				構 成 人 数	人 (市内 人)
代 表 者	住 所	(〒 —)				
	氏 名	フリガナ			電 話 番 号	
代表者以外の連絡先	氏 名	フリガナ			電 話 番 号	
	氏 名	フリガナ			電 話 番 号	
パ ス ワ ー ド					←数字4桁を記入	
電子メールアドレス						
活 動 内 容	(主な活動場所： 定例活動日：)					
会 費 等	入 会 費	無 ・ 有 (円)				
	会 費	無 ・ 有 (1人当たり 円／)				
	会 費 の 主 用 途					
講 師 謝 礼 等	講 師	無 ・ 有 (講師名)				
	謝 礼 金 額	1回 円(月額 円)				
属 性	☐ 主に障害者(児)で構成される団体⇒障害者手帳等の交付を受けている人数()人					
	☐ 18歳以下の者で構成される団体 ☐ 校区コミュニティ協議会 ☐ 自主防災組織					
団 体 ロ ッ カ ー 利 用 の 有 無				有 ・ 無		
一 般 閲 覧 台 帳 記 載				不可 ・ 可 (条件)		
受 付 年 月 日	年 月 日			有 効 期 限	年3月31日	
受付センター名				ID 番号		

様式第2号(第5条関係)

枚方市立生涯学習市民センター使用者ID番号証

様

枚方市長
〔付与権者氏名〕

次のとおり使用者ID番号を付与します。

団 体 名					構 成 人 数	人
代 表 者	住 所	〒				
	氏 名			電 話		
I D 番 号						
パ ス ワ ー ド (数 字 4 桁)						
電 子 メ ー ル ア ド レ ス						

有 効 期 間	
発 行 施 設	

様式第 1 号（第 5 条関係）

（平25規則15・一部改正、平25規則49・旧様式第 2 号繰上、平26規則11・平27規則
54・一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（平26規則11・全改、平27規則54・一部改正）